

○ 女子高生知財部長 野々立知納子の 知財な日常

第3条：あなたに届け！
思想または感情

制作：湘浜高校知的財産部
(仮)

実は、次回作のモデルを
やつて欲しいんだ。
ポーズだけでいいから。

それで、美術ちゃん。
私にお願いってなあに？

私の同人誌を勝手に
ウェブサイトに載せる
人とかがいてさあ。

ぶう

でも、最近ちょっと
困ってるんだ……。

まあ、美術ちゃん知財部
入ってくれるし、
ポーズならいいけど……。

私がモデルになるの？

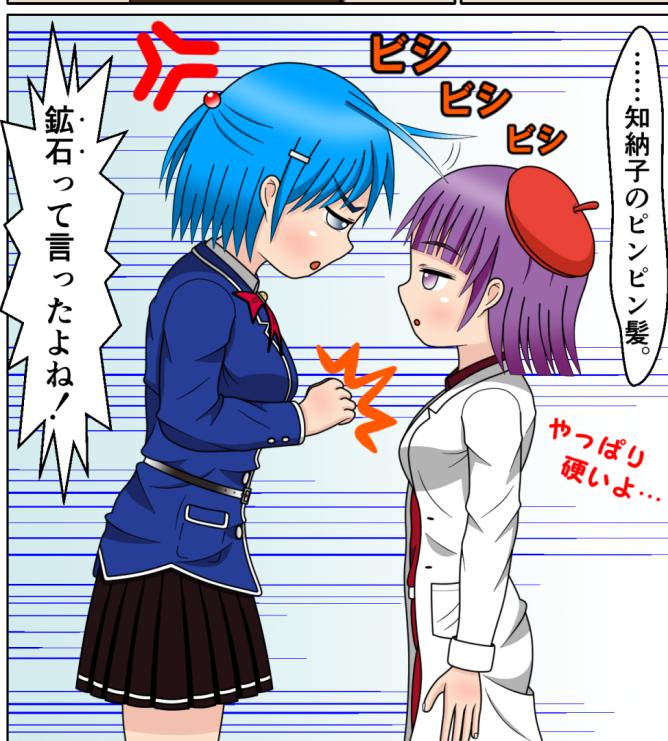
上手くいった。

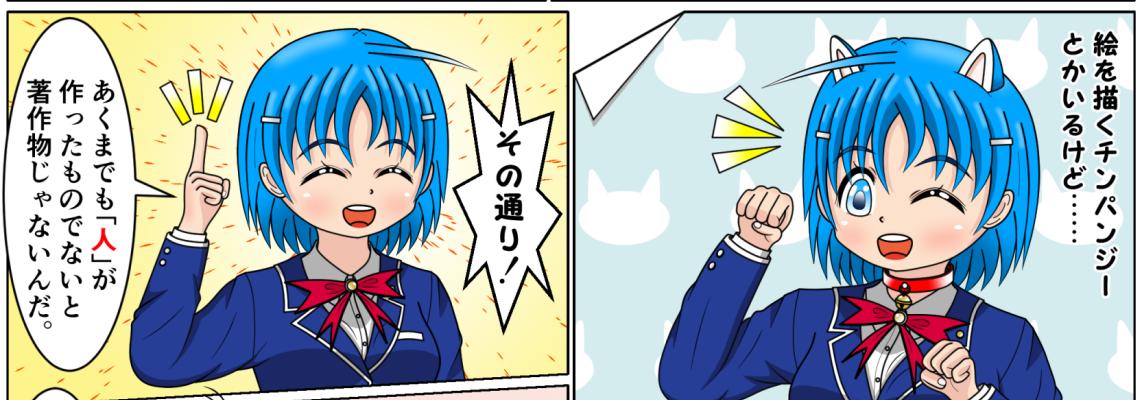
「著作物」というためには、
4つの条件を満たす必要があるよ
(著作権法第2条第1項第1号)。

まず、美術ちゃんの同人誌が、
著作物かどうかがポイントだね。

任せて、美術ちゃん！
そんなひどいこと
私が絶対許さないよ!!

こういうのを「著作権」の
侵害って言うんだよな。







第4条に続く